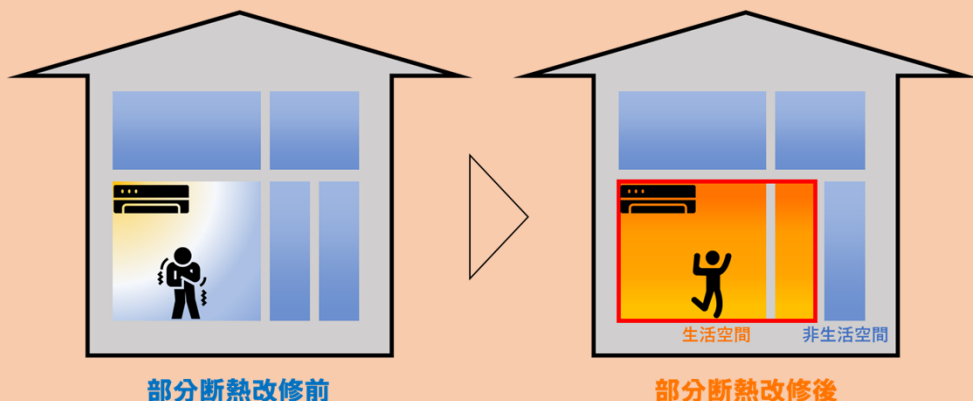


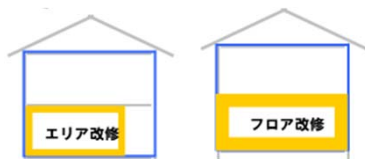
部分断熱等改修実証事業

暮らしの中で寒さ・暑さを感じることはありませんか？
国土交通省は部分断熱等改修による断熱性能の向上を支援します。



部分断熱改修で住環境を改善してみませんか？

- 住宅の断熱性能の向上は、暖冷房に必要なエネルギー消費量を軽減するだけでなく、足元や窓際の寒さ・暑さを和らげるため、快適な暮らしに繋がります。
- その手段として、住宅全体を改修するのではなく、部屋（エリア）や階（フロア）単位で改修することで、世帯人数・構成等の変化に応じた柔軟な暮らし方を実現できます。



<改修範囲の例>

- 寝室やLDK等、一部の部屋を改修
- 1階部分を全て改修 等

<部分断熱改修のメリット>

メリット1

暖冷房に必要なエネルギー消費量を軽減し、光熱費の削減も

メリット2

冬の足元や窓際の寒さ、夏の天井下や窓際の暑さを和らげ、快適さが向上

メリット3

世帯構成や生活様式の変化に応じた改修により、住みやすい間取りが実現

メリット4

必要な部位のみを改修することで、工事期間の短縮や費用の軽減が可能

所定の要件を満たした場合に補助が受けられます

- 100万円/戸（補助対象工事費の1/2以下）を上限として、改修費用の補助が受けられます。
- 平成11年より前に建築された戸建住宅（平成11年の省エネ基準を満たしていない）が対象です。
- 生活空間（LDKや寝室等の居室のほか、水まわり、廊下等も含む）を対象とした改修空間内において、所定の要件の断熱改修を求めます。
- 部分断熱改修の効果を検証するための調査や測定（本ページ下記で後述）に御協力いただく必要があります。
- 補助金のお支払いは完了報告後となりますのでご注意ください。

補助対象物件では改修効果の調査・測定を行います

- 改修効果を明らかにするため、改修前後において簡易調査・標準調査・詳細調査のいずれかを行います。いずれの調査に該当するかについては、申請内容を踏まえ、部分断熱等改修実証委員会で決定します。

<スケジュール>

<調査・測定の概要>

時期	内容	項目	概要
令和3年度	採択・改修前調査	期間	各年度の冬期の内の20日間程度（調査測定の内容により異なります）
		調査・測定の内容	<ul style="list-style-type: none"> 室内温度分布の調査 エネルギー消費量調査 アンケート調査 その他事務局が指定する調査
令和4年度	改修工事・改修後調査・完了報告	居住者様・事業者様への御負担	<ul style="list-style-type: none"> 居住者様・事業者様に対し、費用負担はありません。 簡易なもの（温湿度計の設置等）は、居住者様・事業者様にて設置を行っていただきます（事務局からの説明書あり）。 標準・詳細調査に該当した方に対しては、測定期間中に2回程度、調査事業者が御自宅に訪問することがあります。

<お問合せ先（部分断熱等改修実証事務局）>

下記ホームページには詳しい資料も掲載しておりますのでご参照ください。

TEL : 03-6272-5770

ホームページ : <http://www.swrc.co.jp/dannetsu/index.html>

メール : dannetsu@swrc.co.jp